

相続税関係

暗号資産を遺贈した場合の課税関係

1 はじめに

ビットコインなどの活発な市場が存在する暗号資産の遺贈があった場合の課税関係および受遺者がその資産を譲渡した場合の課税関係について解説する。

暗号資産の遺贈に関する課税関係は、「包括遺贈または相続人に対する特定遺贈」と「相続人以外に対する特定遺贈」で異なる。また、暗号資産の評価額の算定方法や取得費の扱いについても、他の資産とは異なる特性がある点に留意されたい。

2 相続人以外に対する特定遺贈の場合

①被相続人の準確定申告

暗号資産が贈与（相続人に対する死因贈与を除く）または遺贈（包括遺贈および相続人に対する特定遺贈を除く）により他の個人または法人に移転した場合、その時点の暗号資産の時価を総収入金額に算入する必要がある。このため、相続人以外に対する特定遺贈では、被相続人に係る準確定申告が必要である。

遺贈者の死亡時までの譲渡益は雑所得（その他の雑所得）として総合課税の対象となり、他の所得と合算して課税される（所法40、暗号資産FAQ2-10）。

②相続税課税

被相続人から暗号資産を相続または遺贈によって取得した場合は、相続税が課税される。ビットコインなど市場が活発な暗号資産については、相続人が取引を行う暗号資産交換業者が公

表する課税時期の取引価格を基に評価する。

評価通達に定めがない場合には、評価通達5（評価方法の定めのない財産の評価）に準じた評価方法が適用される。ただし、上場株式のように「過去3ヶ月の平均時価の最低額」を選択することはできない。

なお、準確定申告で課税された所得税は債務控除の対象となる（相法13、評価通達4-3、5、暗号資産FAQ4-2）。

③受遺者が譲渡した場合